

農業委員会定例会 11月

1. 開催日時 令和元年11月20日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 1階 会議室
3. 欠席委員 6委員、12委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第3号 農用地利用配分計画（案）について
 - 議案第4号 農地法第5条第4項の規定による協議について（知事処分）
 - 議案第5号 地籍調査による地目変更について
5. その他
6. 会議の概要

事務局	定刻を少し過ぎましたが、ただいまから定例会を開催したいと思います。議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	こんにちは。本日は朝から冷えていましたが、忙しいなかお集まりいただき、ありがとうございます。 本日の議事録署名人ですが、3番委員、4番委員をお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	はじめに、議案の差替えをお願いします。差替箇所は、本日配付している議案（図面）の24、25、31ページになります。 1番は、池田在住の■■■■さん所有の 池田 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 239㎡ について 池田 ■■■■ 番地の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は4,175㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	■■■■さんの息子の■■■■さんから電話がありました。「処分をしたいから買ってほしい」との内容だったそうです。現地には雑木は生えておらず、草が生えているのみです。草を刈ればすぐに耕作できます。よって、問題ないと思われます。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、大阪府在住の■■■■さん所有の

蒲生 字 ■■■■■ 番 畑 319 m² と
蒲生 字 ■■■■■ 番 畑 195 m² の計2筆514 m²について
池田 ■■■■■ 番地の■■■■■が譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する
計画となっています。■■■■■の現在の経営規模は 165,252.29 m²
で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号
には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 既に■■■■■が整地している土地の所有権移転であります。よって、
問題ないと思われます。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の3番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、草壁本町在住の■■■■■さん所有の
草壁本町 字 ■■■■■ 番 ■■■ 田 568 m² について
草壁本町 ■■■ 番地 ■■■の■■■■■さんが譲り受け、申請地では水稻を栽培する
計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は 2,697 m²で、5アールの
下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しない
ため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

8番委員 この土地は、譲受人の父が以前から借りて水稻を作っていた土地ですが、
■■■■■さんから「処分したい」との意向で購入に至りました。現在は水稻の
作付は休んでおり雑草が生えていますが、管理するよう伝えてありますの
で、問題ないと思われます。

議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の4番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、馬木在住の■■■■さん所有の 坂手 字 ■■■■ 番 畑 832㎡ について 坂手■■■■番地■■の■■■■さんが譲り受け、申請地では果樹を栽培する 計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は0㎡ですが、今回の所有 権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項 の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
11番委員	■■■■さんは移住してくると聞いています。近くの家と一緒に買い取って果 樹とハーブを作りたいとのこと。母親が草木染のような趣味を持って いるようです。かなり荒れているので、耕作するには大変かと思いますが、問題ないと思います。
9番委員	住所は坂手となっていますが。
事務局	住民票は移しています。私も電話で坂手に移住することは決まっていると 聞いています。事務局としては住民票でしか在住確認はできません。
議長	■■■■さんは何歳ぐらいの人ですか。
事務局	43歳です。
議長	畑へは農免道路から下りていけますか。
11番委員	農道からでも下からでも行けますが、全体的に荒れているので大変です。

議長	いつから住むか聞いていますか。住んでいなくても、制度上問題はありませんか。
事務局	審議の日までに本人は移ってきていないかもしれませんが、住民票を移しているということは、間違いなく住むということだと思います。
議長	住む場所も畑も買って、ということなので大丈夫でしょう。ほかにこの件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。次に、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番と2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>1番は、蒲生在住の■■■■さん所有の 蒲生字■■■■番畑577㎡について</p> <p>2番は、蒲生在住の■■■■さん所有の 蒲生字■■■■番田577㎡と 蒲生字■■■■番田683㎡の計2筆1,260㎡について 池田■■■■番地の■■■■が、再度借り受けるものです。</p> <p>申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は1番については10年間、2番については5年間の賃貸借となっています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	この土地は更新を繰り返していたと思いますが、今回新規というのはどのような理由でしょうか。
事務局	更新時期が過ぎていたため、1ヶ月遅れの申請となっています。■■■■側から遅れての更新の申し出がありました。

職務代理 ■■■■■の前担当者が退職したことも影響していると思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第2号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、西村在住の■■■■■さん所有の
西村 字 ■■■■■ 畑 587 m² と
西村 字 ■■■■■ 畑 461 m² の計2筆1,048 m²について
池田■■■番地■■■の■■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は20年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さんは本日欠席ですが、事務局は何か聞いていますか。

事務局 地元の6番委員から電話で「本人から事情も聞いていますし、現地を見ても特に問題はない」と聞いています。

議長 ■■■■さんはどんな人ですか。

事務局 数か月前に第3条関係で審議をした方で、農地を広げたいとのことで今回の件に至りました。

議長 近くに住んでいる人ですか。

事務局 池田の方です。

議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	池田のほうですが、(公財)香川県農地機構が間に入って貸し付けるもので、更新ですので問題ないと思います。
4番委員	室生のほうは、10年前から[]が栽培しています。これまで問題がなかったので、今回も問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号(農地法第5条第4項の規定による協議)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案の訂正をお願いします。転用目的及び施設の概要の「倉庫1棟」が削除、備考に「併せ利用地(宅地、雑種地、用悪水路)186.02㎡」が追記となります。</p> <p>農地法第5条第4項の規定による協議は、農地等の転用の許可のうち、国又は県が病院、学校等の公共施設の設置の用に供するために農地等を転用しようとする場合に、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされるもので、許可権者である都道府県知事等は、この協議を成立させるには、あらかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。</p> <p>議案第4号は、6月定例会において農業振興地域整備計画の一部変更(農用地区域からの除外)で審議いただいた案件の転用協議です。また、8月定例会において農地転用にあたり法定協議事前調整の申出に係る意見を聴取しています。</p> <p>土庄町在住の亡 [] 相続人 [] さん所有の 池田 字 [] [] 番 畑 149㎡ と 池田在住の [] さん所有の 池田 字 [] [] 番 田 352㎡ と 池田 字 [] [] 番 田 1,237㎡ と</p>

池田 字 ■■■ 番 畑 279 m² と

池田在住の■■■さん所有の

池田 字 ■■■ 番 田 800 m² の計5筆2,817 m²について

■■■が、特別支援学校を整備するための転用の協議となっています。学校用地として、自転車置場、倉庫を含む校舎を設置する計画です。

転用に係る造成については、高さ1.1～1.833メートルの重力式コンクリート擁壁を設置し、花崗土で約0.05～1.2メートル盛土を行う計画となっています。また、雨水については北側、東側及び西側既設水路をU型水路及び現場打水路に改修し、汚水については合併浄化槽を設置し、排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはありません。

転用において特に支障になるものは無いと思いますので、問題ない旨を回答したいと思います。

なお、この小豆地域特別支援学校の整備にあたり、■■■が埋蔵文化財の試掘調査を行うための一時転用があったときも、同様に農地法第5条第4項の規定による協議がされています。また、本転用案件は、その面積が2,000 m²以上であるため、香川県農業会議が開催する常設審議委員会においても審議し、意見を聴くこととなります。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

2番委員 これまで何回も本会で諮っており、県で農振除外も無事通ったようですし、特に問題ないと思います。

議長 今月27日に常設審議委員会にかけるということで今日の定例会で審議しておかないといけないものです。
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、問題ないものとして常設審議委員会に諮ります。

次に、議案第5号（地籍調査による地目変更）について、事務局から説明を

お願いします。

事務局

議案第5号は、小豆島町長から平成30年度の地籍調査による一筆地調査の結果について、農地であるか否かの意見の照会を求められているものです。

1つ目は、内務省（現国土交通省）所有の

福田 字 ■■■■ ■■■■番 ■■ について

2つ目は、内務省（現国土交通省）所有の

福田 字 ■■■■ ■■■■番 ■■ について

3つ目は、香川県所有の

福田 字 ■■■■ ■■■■番 ■■ について

4つ目は、香川県所有の

福田 字 ■■■■ ■■■■番 ■■ について

5つ目は、香川県所有の

福田 字 ■■■■ ■■■■番 ■■ について

現況が公衆用道路となっているとのことでした。

6つ目は、■■■■さん所有の

福田 字 ■■■■ ■■■■番 ■■ について

現況が宅地となっているとのことでした。

7つ目は、香川県所有の

福田 字 ■■■■ について

現況が用悪水路となっているとの ■■■■番 ■■ ことでした。

8つ目は、香川県所有の

福田 字 ■■■■ ■■■■番 ■■ について

現況が公衆用道路となっているとのことでした。

これを受け、現地確認を行ったところ、図面39ページの写真のとおり、1つ目から5つ目については①番にあるように公衆用道路の一部となっており、6つ目については②番にあるように蓋掛け水路があり、7つ目については同じく②番にあるように住宅と見える建物が建てられており、8つ目については③番にあるように公衆用道路の一部となっており、地籍の調査結果と相違なく、町へは『農地以外の土地』であると回答したいと思います。

議長

地元委員さんは本日欠席ですが、皆さんから何かご意見はありませんか。

事務局 先日、12番委員が来庁され、「特に問題ないと思う」と聞いております。

職務代理 県の土地とかは分かりますが、個人の土地に関して畑に家を建てて宅地に変更するというのは、全く別の話ではないかと思いますが。

事務局 地籍のほうが地目変更の一覧に入れてきています。

職務代理 個人が農地に家を建てているケースは多くあるのでは。なぜこれだけこのような形で出てきたのですか。

事務局 今回の地籍調査区の中に入っていたものと思われます。

4番委員 税務課は現況で課税していますか。

事務局 はい。家が建っていれば税務課は評価に行っています。

議長 このように照会されたら仕方ないですね。それではよろしいでしょうか。ご異議がないようでございますので、審議のとおり回答します。議案の審議はこれで終わります。それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 ご審議ありがとうございました。来週は研修会がありますので、委員の皆さんはよろしくをお願いします。これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時7分

議 長 会長

議事録署名人 3番

議事録署名人 4番

